

発議第2号

令和3年2月24日

木津川市議会議長 山本 和延 様

提出者 木津川市議会議員 宮嶋 良造

賛成者 木津川市議会議員 西山幸千子

木津川市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件
に関する条例の一部改正について

上記の議案を、地方自治法第112条及び木津川市議会議規則第14条
第1項の規定により、別紙のとおり提出します。

提案理由

木津川市教育委員会教育長の期末手当の算出方法を京都府内他市の市長ら
と同様の算出方法にあらためる。財政削減により他への有効活用ができる。

木津川市条例第　　号

木津川市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例（案）

木津川市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成27年木津川市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号イ中「及び給料の月額に100分の20を乗じて得た額」を削る。

附　則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

参考資料（発議第2号）

木津川市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

(新)	(旧)
第1条～第3条 (略) (手当)	第1条～第3条 (略) (手当)
第4条 教育長の通勤手当、地域手当及び期末手当の額は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 期末手当 ア (略) イ 期末手当の額は、それぞれアの基準日現在（ア後段に規定する者にあっては、退職、罷免又は死亡によりその職を離れた日現在）において、アに規定する者が受けるべき給料の月額、地域手当の月額並びに給料の月額、地域手当の月額の合計額に100分の15を乗じて得た額の合計額に100分の167.5を乗じて得た額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。	第4条 教育長の通勤手当、地域手当及び期末手当の額は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 期末手当 ア (略) イ 期末手当の額は、それぞれアの基準日現在（ア後段に規定する者にあっては、退職、罷免又は死亡によりその職を離れた日現在）において、アに規定する者が受けるべき給料の月額、地域手当の月額及び給料の月額に100分の20を乗じて得た額並びに給料の月額、地域手当の月額の合計額に100分の15を乗じて得た額の合計額に100分の167.5を乗じて得た額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。
第5条～第7条 (略)	第5条～第7条 (略)